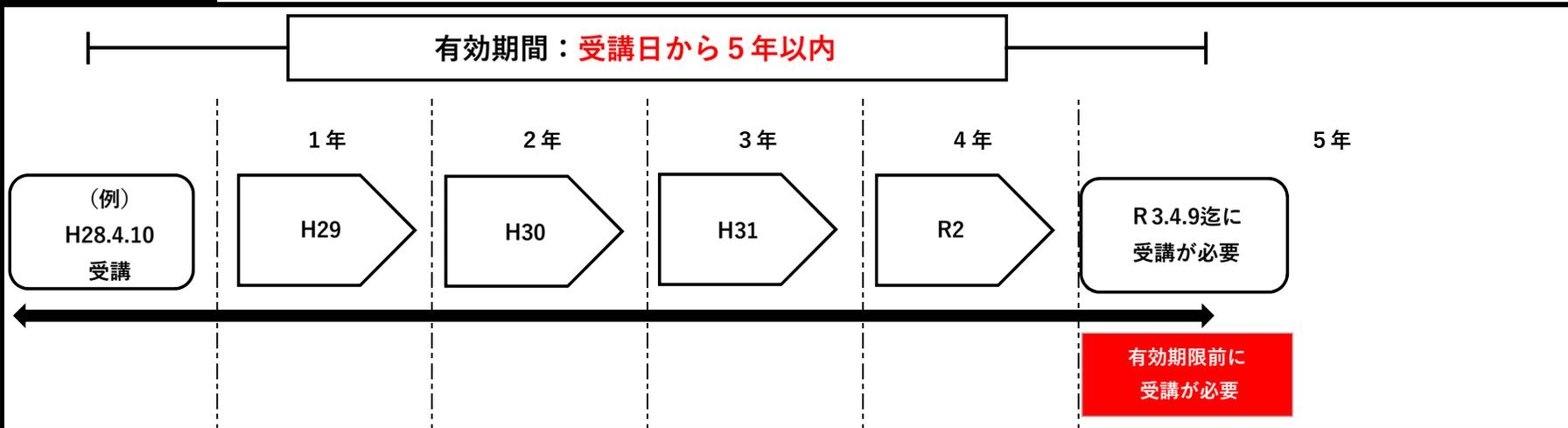


監理技術者講習の有効期間の取扱いの変更 ◆建設業法施行規則の一部改正（令和3年1月1日から施行）

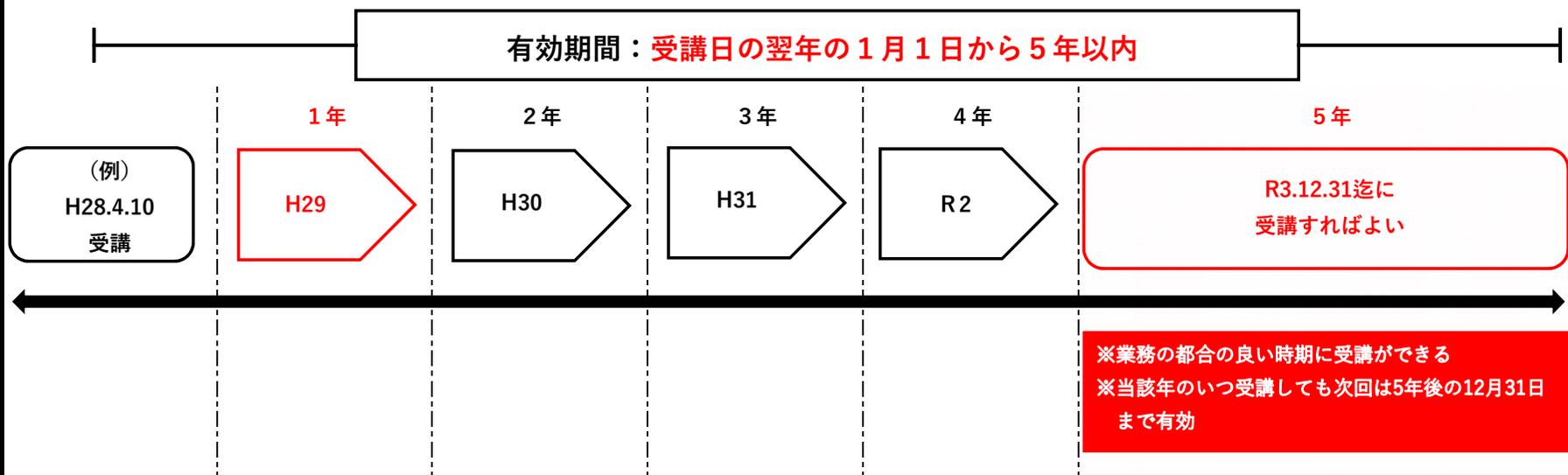
改正前

第十七条の十四  
 法第二十六条第四項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前五年以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならない。



改正後

第十七条の十七  
 法第二十六条第五項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においても同項の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しない者でなければならない。



※大臣認定対象者の有効期間は上記改正の適用外